

令和6年度
第12回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和7年2月26日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和6年度第12回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和7年2月18日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和7年2月26日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年2月26日 13時00分			議 長	三 浦 美恵子
	閉 会	令和7年2月26日 14時04分			議 長	三 浦 美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 16名 欠 席 3名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	1	小山田 和 義	○	11	竹 田 和 夫	○
	2	國 司 功	○	12	大 森 直 子	▲
	3	高 橋 栄 光	○	13	田 村 昭 雄	○
	4	竹 田 憲 治	○	14	中 村 一 彦	○
	5	齊 藤 由希子	▲	15	三 浦 隆	○
	6	古 川 美枝子	○	16	工 藤 嘉 充	○
	7	向久保 勉	○	17	伊 藤 始	▲
	8	熊 澤 威 人	○	18	松 村 勝 彦	○
	9	元 木 昭 彦	○	19	三 浦 美恵子	○
	10	阿 部 正 光	○			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 13 番	田 村 昭 雄	議席番号 14 番	中 村 一 彦
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	工 藤 紀 之		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 查		
	農地調整係主任	畑 肇		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（工藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号5番齊藤由紀子委員、所用のため、議席番号12番大森直子委員、仕事のため、議席番号17番伊藤始委員、体調不良のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中16名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和6年度八幡平市農業委員会第12回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、13番 田村昭雄 委員、14番 中村一彦 委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第12回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第12回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり4項目の報告及び連絡、3項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和7年2月以降の主な会議 行事等日程について。

2 項目め。令和 6 年度第 12 回総会について。

3 項目め。令和 7 年度農作業労賃と機械利用料金標準額の策定について。

4 項目め。令和 6 年度八幡平市に対する意見の回答について。

以上、4 項目の内容について、事務局から説明を行いました。改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で、事務局より「4 項目め」の説明を行う事としております。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について。

協議を行った結果、3 月 10 日午前 9 時 30 分に決定となりました。

2 項目め。黄区分の遊休農地のための工程表作成について。

内容について協議を行ったところ、5 ページの上側に記載した通りとなりました。

3 項目め。令和 7 年度八幡平市農地賃借料情報について。

内容について協議を行ったところ、このページの下側に記載した通りとなりました。

以上、2 項目について協議を行いました。改めて本日の農業委員会議の協議事項で事務局より説明を行う事としております。

5 情報提供等となります。

運営委員より、1 件の情報提供が行われました。

続く事務局からの情報提供等はありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 6 年度第 12 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 7 年 2 月 26 日 運営委員長 会長 三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

ただ今の「第 12 回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 7 ページをご覧ください。

令和 7 年 1 月 24 日から令和 7 年 2 月 25 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番からかた括弧 3 番までは先月の総会内容、かた括弧 4 番は 12 月の総会内容となります。かた括弧 5 番はこの 1 ヶ月の相続人変更の申請の数です。

次に、かた括弧 6 番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は 2 月 17 日の月曜日でございまして、6 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の 11 番委員竹田和夫委員、農業委員の 12 番委員大森直子委員、推進委員の

西根南地区の4番委員田村一希委員、推進委員の松尾地区の3番委員小原ふく子委員、推進委員の安代地区の4番委員種市幸雄委員の5名でございます。また、事務局からは工藤事務局長と私が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和7年1月16日から令和7年2月15日までの間で、あっせんの申出は3件となっております。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

内容の説明に入る前に 農地法第3条の概要を説明します。農地法第3条とは、農地を農地のまま 貸借、売買、贈与し、耕作を目的とした権利移動を行う許可制度です。

それでは、申請内容の説明に入ります。

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は3件ございます。

申請番号1：田頭第28地割75-1、田、811平方メートルを含む2筆1,955平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が譲渡人から借り受けて水稻を作付しており、権利設定後は水稻を作付する予定です。

申請番号２：松尾寄木第 29 地割 368、田、1,480 平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が作業委託して水稻を作付しており、権利設定後は水稻を作付する予定です。

申請番号３：平笠第 1 地割 184-1、田、2,570 平方メートルを含む 2 筆 4,303 平方メートルです。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が牧草を作付しており、権利設定後は水稻を作付する予定です。

申請筆別明細は 2 ページの下の欄のとおりです。併せて、関係資料の 1 ページに審査項目一覧表を記載しておりますので、ご確認願います。

今回申請は農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の松尾地区小原ふく子 委員にお願いします。

松尾地区農地利用最適化推進委員（小原ふく子委員）

推進委員の小原ふく子です。

申請番号 1 番ですが、位置は、田頭小学校から北西へ約 480m の地点です。現況は、稲の刈取後の状態でした。

申請番号 2 番ですが、位置は、寄木小学校から南東へ約 400m の地点です。現況は、稲の刈取後の状態でした。

申請番号 3 番ですが、位置は、平笠小学校から南西へ約 2.2 km の地点です。現況は、牧草の刈取後の状態でした。

対象の農地は周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 1 号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『不動産取得税徴収猶予の適格者証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第2号『不動産取得税徴収猶予の適格者証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

(提案理由朗読後、内容説明)

内容の説明に入る前に、生前一括贈与を行った場合に課税される国税である贈与税及び都道府県税である不動産取得税の猶予制度について説明いたします。

農地の生前一括贈与を行った場合、以前は、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の猶予制度の適用を受けるための適格者証明願に対する可否の決定を行っていましたが、贈与税の納税猶予の適格者証明願については、平成15年に創設された贈与税の「相続時精算課税制度」により、平成25年度以降、八幡平市農業委員会への申請はありません。

今回の議案第2号では、生前一括贈与を行った場合において、国税である贈与税は「相続時精算課税制度」の適用となりますが、都道府県税である不動産取得税については徴収猶予を受ける意向があるため、贈与者から八幡平市農業委員会に適格者証明願の申請が行われたものであります。

それでは議案の4ページをご覧ください。申請は1件でございます。

申請番号1：受贈年月日、令和6年11月22日。※令和6年11月22日に行われました令和6年度第9回八幡平市農業委員会総会において農地法第3条の一括贈与として議決されたものでございます。贈与を受けた農地、田、26筆26,117平方メートル、畑、5筆1,634平方メートル、計31筆27,751平方メートル。農業従事の期間は、受贈者は平成30年4月から令和7年1月、贈与者は昭和51年4月から令和5年12月。適用条項は地方税法附則第12条第1項（不動産取得税の徴収猶予）であり、不動産取得税の徴収猶予を受けるための適格者証明願を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

8番委員（熊澤委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい、熊澤委員。

8 番委員（熊澤委員）

不動産取得税についてお聞きしたいのですが、一括贈与すると 20 年間耕作してるか、贈与した親父さんが亡くなった時に納税免除される様なイメージだったんですけど、不動産取得税も同じ様な感じですか。

事務局（畑主任）

不動産取得税の徴収猶予も贈与者が亡くなった時点で徴収猶予が終了し、そのまま徴収が免除されるという中身のものです。

議長（三浦会長）

ほかに、質疑・討論ございませんか？

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 2 号を採決します。本案について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第 2 号『不動産取得税徴収猶予の適格者証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木農地調整係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に 農地法の適用外証明の概要を説明いたします。

適用外証明とは、現況が農地以外となっている土地について、その土地の所有者からの申請に対

し、農業委員会が行う「農地法の適用を受けない土地である」旨の証明をいいます。農業委員会が証明できる範囲としては、現況が農地以外となってから 20 年以上経過した土地で農地への現状復旧が困難である場合などであり、農地以外への地目の変更登記には、農業委員会の適用外証明が必要となります。

それでは、議案の 6 ページをご覧ください。今月の申請は 1 件です。

関係資料 2 ページにあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号 1：松尾寄木第 11 地割 575-1、畑、21,506 m²です。現況は、原野化しています。申請地は、土地を管理していた母が高齢で耕作できなくなり、その後死亡したことなどを理由に昭和 60 年ころから放置していたということです。今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の松尾地区小原ふく子 委員にお願いします。

松尾地区農地利用最適化推進委員（小原委員）

推進委員の小原ふく子です。

申請番号 1 番ですが、位置は柏台小学校から東へ約 2.3 km の地点です。現況は、原野化しておりました。

今回の農地は、非農地化されてから 20 年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第4号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木農地調整係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に農業振興地域整備計画の変更の概要を説明いたします。

農業振興地域整備計画とは農業振興のための各種施策を計画的に推進するために市町村が定めるもので、その計画の一つとして今後10年以上にわたり農用地として利用すべき農用地区域を指定しています。農用地区域は農業上の利用を確保すべき土地として指定されていることから、農業以外の目的で使用する場合には農用地区域からの除外が必要となり、市は計画の変更が必要となることから農業委員会の意見が求められるものです。

それでは、議案の8ページをご覧ください。今月の協議案件は2件です。

関係資料2ページにあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

また、今回の案件は、農地転用の申請を目的とした計画の変更です。協議内容の一部は転用許可申請の内容に読み替えてご審議いただきますようお願いいたします。

申請番号1：大更第34地割377-1、田、2,090㎡を含む6筆14,248㎡です。変更内容は、農用地区域からの除外で変更の目的は、鶏卵の選別・パッキング工場の建設です。申請地の農地区分は、第2種農地、例外規定は申請地以外に代替性がないことが確認されております。

申請番号2：松尾寄木第17地割159-1、田、3,002㎡のうち498.19㎡です。変更内容は、農用地区域からの除外で変更の目的は、一般住宅の建設です。申請地の農地区分は、第1種農地、例外規定は集落に接続して転用することで地域住民の活動抑止を防ぐものであることが確認されております。

今回申請は農地法第5条第2項各号に該当しないため農地転用許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の松尾地区小原ふく子 委員にお願いします。

松尾地区農地利用最適化推進委員（小原委員）

推進委員の小原ふく子です。

申請番号1番ですが、位置は、JR大更駅から北東へ約490mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、寄木小学校から南西へ約800mの地点です。現況は、保全されておりまして。

今回農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、転用許可相当と判断できるため農業振興地域整備計画の一部変更は、支障ないと判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

18番委員（松村委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい、松村委員。

18番委員（松村委員）

申請箇所は一番右端に少し農地が残りますが、農地を残したまま農振が入る形でしょうか？

事務局（佐々木農地調整係長）

この一番右端の農地は今回対象とはなっておりません、所有者の死亡により相続されていない農地であり購入が困難なため諦めて、隣接する農地を対象とするとのことです。

18番委員（松村委員）

ということは、一番右端の農地はそのまま残るということですか？

事務局（佐々木農地調整係長）

一番右端の農地は農地として今後は検討していかなければならないことになります。

18番委員（松村委員）

再質問です。農振外すのに3か月、工事は田植えの辺りから始められるのか。

事務局（佐々木農地調整係長）

計画が順調に進むとすれば、許可が下りるのが4月前後と想定されます。間髪入れずに5月に転用申請が行われたとすれば、6・7月辺りに転用許可が下りるのではないかと予想です。

議長（三浦会長）

ほかに、質疑・討論ございませんか？

15番委員（三浦委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい、三浦委員。

15 番委員（三浦委員）

三浦隆です。申請の中で農地区分が 1 種とか 2 種とか出ますが、違いはどういう考え方ですか？

事務局（佐々木農地調整係長）

転用申請するときは、第 1 種、第 2 種、第 3 種農地がありますが、第 1 種農地は申請地の周りが 10ha 以上農地がある場合第 1 種となります。第 3 種農地は都市計画地域内の農地。（その他にも駅、公共施設、IC から 300m 以内）第 2 種農地は第 1 種、第 3 種農地以外の農地となります。

15 番委員（三浦委員）

八幡平市では都市計画は決めているのか。

事務局（佐々木農地調整係長）

八幡平市の都市計画は、大更・平舘地区の一部と市役所周辺となっておりまして、松尾・安代地区は入っておりません。（実際は市役所周辺も都市計画があり、野駄地区も一部都市計画がある）

議長（三浦会長）

ほかに、質疑・討論ございませんか？

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 4 号を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第 4 号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 5 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 5 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

内容の説明に入る前に 農用地利用集積等促進計画について、概要を説明します。

農用地利用集積等促進計画とは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき「農地中間管理機構」・「所有者」・「耕作者」が農地を借受・貸付・所有権移転を行う場合、また既に所有者が農地中間管理機構に農地を貸し付けていて、権利の設定を受ける者（耕作者）の変更を行う場合、いわゆる「再配分」農用地利用集積等促進計画の策定を行います。

それでは、計画（案）の説明に入ります。

議案の 10 ページをご覧ください。今月の案件は 276 件です。

申請番号 1～34 は西根南地区における賃貸借権設定の更新でございます。

申請番号 35～36 は西根北地区における賃貸借権設定の更新でございます。

申請番号 37～72 は松尾地区における賃貸借権設定の更新でございます。

申請番号 73～78 は安代地区における賃貸借権設定の更新でございます。

申請番号 79～130 は西根南地区における使用貸借権設定の更新でございます。

申請番号 131～148 は西根北地区における使用貸借権設定の更新でございます。

申請番号 149～164 は松尾地区における使用貸借権設定の更新でございます。

申請番号 165～170 は安代地区における使用貸借権設定の更新でございます。

申請番号 171～196 は西根南地区における新規の賃貸借権の設定でございます。

申請番号 197～200 は西根北地区における新規の賃貸借権の設定でございます。

申請番号 201～206 は松尾地区における新規の賃貸借権の設定でございます。

申請番号 207～228 は西根南地区における新規の使用貸借権の設定でございます。

申請番号 229～248 は西根北地区における新規の使用貸借権の設定でございます。

申請番号 249～264 は松尾地区における新規の使用貸借権の設定でございます。

申請番号 265～266 は安代地区における新規の使用貸借権の設定でございます。

申請番号 267～268 は西根南地区における所有権移転でございます。

申請番号 269～273 は西根北地区における所有権移転でございます。

申請番号 274 は西根北地区における農業公社から耕作者への 3 年間の賃貸借権の設定、一時貸付でございます。

申請番号 275～276 は松尾地区における所有権移転でございます。

申請筆別明細は 54 ページ以降のとおりです。

今回の申請は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まずは、申請番号80番及び86番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 7 番 向久保勉 委員の退席を求めます。

(7 番 向久保勉 委員 退席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号80番及び86番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号80番及び86番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号 80 番及び 86 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 7 番 向久保勉 委員の着席を求めます。

(7 番 向久保勉 委員 着席確認)

議長（三浦会長）

次に、申請番号120番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号16番 工藤嘉充 委員の退席を求めます。

(16番 工藤嘉充 委員 退席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号120番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号120番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号120番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号16番 工藤嘉充 委員の着席を求めます。

(16 番 工藤嘉充 委員 着席確認)

議長（三浦会長）

次に、申請番号136番、198番及び234番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号13番 田村昭雄 委員の退席を求めます。

(13番 田村昭雄 委員 退席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号136番、198番及び234番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号136番、198番及び234番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号136番、198番及び234番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号13番 田村昭雄 委員の着席を求めます。

（13 番 田村昭雄 委員 着席確認）

議長（三浦会長）

次に、申請番号242番、270番、272番及び274番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号14番 中村一彦 委員の退席を求めます。

（14番 中村一彦 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号242番、270番、272番及び274番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号242番、270番、272番及び274番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号242番、270番、272番及び274番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号14番 中村一彦 委員の着席を求めます。

(14 番 中村一彦 委員 着席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号 80 番、86 番、120 番、136 番、198 番、234 番、242 番、270 番、272 番及び 274 番を除く議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

18 番委員（松村委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい、松村委員。

18 番委員（松村委員）

申請番号の 174～182 番まで藤原勇さんが一生懸命やってもらっているんですけども、全部できるのか心配していました。申請に来た時に何か言ってなかったかなと思ひまして、ちょっと荒らしてるやに聞いていましたので、そこら辺教えてもらいたいです。

事務局（畑主任）

申請にあたっては、耕作できない所は解約したりとかそういうことをしつつ、新たに借りるという所を出して来たという経緯があることで、申請者の方からは話を聞いておりました。

議長（三浦会長）

ほかに、質疑・討論ございませんか？

(「なし」の声あり)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 5 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、議案第 5 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いた

しました。

○議案第 6 号『令和 7 年度農作業労賃と機械利用料金標準表について』

議長（三浦会長）

議案第 6 号『令和 7 年度農作業労賃と機械利用料金標準表について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の 99 ページをお開き願います。

それでは提案内容についてですが、令和 6 年度策定分からの変更点を中心に説明をさせていただきます。

次のページとなります。

最初に名称となります。

「令和 7 年度 農作業労賃と機械利用料金参考『額』表」に変更しております。

また、名称の下の説明書きの追加となります。

この参考額はあくまで目安であり「お互いの協議・調整のうえで決定される」という趣旨を、強調する記載としております。

昨年が一番下の欄外に記載しておりましたが、上部に移動しました。

続きまして、人力の部となります。

水田作業、畑作業、オペレーターの時間給の増額をしております。

続きまして、機械の部となります。

1 点目、参考額を変更しております（令和 6 年度分より一律 3 % の増額）。

2 点目、「稲苗・乾燥及び調整」は J A の料金と合わせております。

また「稲苗」の項目は、令和 7 年 2 月 6 日付けで公表された「J A 新岩手水稻育苗センター」の利用料金と同額としております。

3 点目、水田の「乾燥及び調製」の「調製」項目を、色彩選別機の使用状況に合わせた 2 項目の表記とし、併せて備考の文章も変更しております。

4 点目、「雑穀大豆」の表記を「雑穀（そば、大豆等）」に変更しております。

5 点目、「水田・刈取及び脱穀」の「バインダー・ハーベスター」及び「牧草地・尿散布」と「掘削」の「バックホウ・トレンチャー」の項目を削除しております。

最後に、その他となります。

一番下の欄外に記載している「遠方までの移動料」について、協議を促す内容の文言に変更しております。

変更点は以上となります。

今後の流れでございますが、本日の総会で決定となりましたら、総会資料の 100 ページの表を市ホームページに掲載し、また行政連絡員を通じた市内全戸配布により農業者に周知を行う予定です。（※令和 7 年 4 月 17 日（木））

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 6 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（三浦会長）

無いようですので、質疑・討論を終わります。これより、議案第 6 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第 6 号『令和 6 年度農作業労賃と機械利用料金標準表について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 7 号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 7 号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木農地調整係長）

議案の 101 ページをお開きください。

八幡平市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、説明をさせていただきます。

最初に今までの経緯をご説明します。令和 6 年 1 2 月 1 0 日の令和 6 年度第 10 回運営委員会と、同月 12 月 25 日に開催された第 6 回農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議において農業委員及び推進委員の皆様、指針の変更案の協議をさせていただきました。指針案に対し質問・意見を求めたところ、案を修正・変更しなければならない内容の質問はございませんでした。このことから指針の変更案として提出をするものです。

なお、第 10 回運営委員会の中でご協議をいただき、案として総会に提出することで、了承をいただいております。併せて申し添えます。

内容については、102 ページから 106 ページまでとなっております。先に述べましたとおり、12 月 25 日に開催された第 6 回委員合同会議において説明いたしております。前回の変更から 3 年経過しており、主なものとして、103 ページ上側の遊休農地の解消目標の表の変更、104 ページ上側の担い手への農地利用の集積目標の表の変更、105 ページ上側の新規参入の促進目標の表の変更、

などであり、委員の皆様にご確認いただいておりますので、この場での内容の読み上げは割愛させていただきます。

最後に今後についてでございます。

議案の 107 ページをお開き下さい。農業委員会等に関する法律となります。

第 7 条にて指針を定める旨が明記され、第 7 条 3 の 4 にて指針を変更したときは、公表しなければならないと明記されております。

これに基づき、総会議決後は速やかに準備を行い、令和 7 年 4 月 1 日公告予定で進めます。

以上、議案として提出いたしますので、ご審議ほどをよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 7 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

無いようですので、質疑・討論を終わります。これより、議案第 7 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第 7 号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時04分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 6 年度第 12 回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（工藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年3月26日

会 長 _____

13 番委員 _____

14 番委員 _____

令和 6 年度

第 12 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 7 年 2 月 26 日（水）午後 1 時 00 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 報 告

（1）第 12 回運営委員会報告

（2）農地法等に関する業務報告

4 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第 2 号 不動産取得税徴収猶予の適格者証明願に対する可否の決定について

議案第 3 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

議案第 6 号 令和 7 年度農作業労賃と機械利用料金標準額について

議案第 7 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

5 閉 会